

安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の 処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書

政府は医療・介護分野と他産業との賃金格差解消のため、2024年の診療報酬・介護報酬改定に於いて、賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」等を実施しました。にもかかわらず、医療・介護分野の賃金は依然として他産業よりも低く、残念ながら格差解消に至っていません。

本県も同様で、山形県医労連加盟組合の2025年春闘結果は民間病院7組合の平均賃上げ率は3.21%・介護2組合平均は2.25%で、連合山形の同平均4.29%と比較してもその差は明らかです。結果として新たな人材確保が困難な上、既存の職員を繋ぎとめることも出来ず、地域への医療・介護提供体制の維持すら支障をきたすほど人手不足が進んでいる実態です。

さらに物価高騰が収まらない中、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物品や光熱費などの値上げを価格転嫁できない状況が続いている、全国はもとより本県でも多くの病院や介護施設が軒並み深刻な経営難となり、倒産・閉鎖も危惧される状況です。

2026年は診療報酬の改定年度ですが、こうした状況を改善するためには最低でも10%以上の引き上げが必要であり、加えて事業存続の危機にまで至っている病院・介護施設への速やかな援助の拡充が必要不可欠であると考えます。

記

- 1 医療機関や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増と、それによる医療・介護提供体制の維持が図られるよう、2026年度の診療報酬改定と期中の介護報酬・障害サービス等報酬の改定も実施すること。
- 2 併せて当面の支援策として財政支援策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

山形県寒河江市議会
議長 柏倉信一

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
総務大臣

宛て